

令和2年度定例監査重点事項実施結果の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行する定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点的に監査を行う事項を定め実施した。

1 監査のテーマと目的

(1) 監査のテーマ

業務委託契約に係る事務処理は、適切に行われているか。

(2) 監査の目的

民間への業務委託は、民間特有の資源・能力の活用により、県行政の効率的な業務運営等が期待されるとともに、その業務委託の内容は広範囲にわたり、県の施策を推進する上でも重要な役割を担っていることから、適正かつ公正に執行される必要がある。

業務委託契約に係る事務処理については、山梨県財務規則等に基づき行われるべきところ、令和元年度の定例監査においては、履行確認が十分に行われていなかったものや契約書の記載内容に不備があるものなど、29件の不適切な事務処理が見られた。

また、平成28年度の山梨県包括外部監査は「業務委託に関する事務の執行について」をテーマに実施され、契約の方法、金額等の問題などが指摘されており、その指摘内容が令和元年度の業務委託契約の事務処理に活かされているかについても確認することにより、地方自治法第150条の規定に基づき令和2年度から知事が行う内部統制の整備・運用に寄与することとする。

2 監査の実施状況

(1) 監査の実施期間

令和2年4月20日～令和3年2月1日

(2) 監査の着眼点

- ① 契約の方法、内容、金額、時期等は適切か。
- ② 単独随意契約の理由は適切か。
- ③ 履行確認は適切か。

(3) 実施方法

監査対象機関に対して、事前に重点事項調書の提出を求め、定例監査時に重点事項確認票により実施状況を確認した。

(4) 監査対象事務

令和元年度に行った業務委託契約に係る事務

3 監査の結果

(1) 業務委託契約の状況について

契約件数が多いことから、監査対象機関に対して、次の条件で抽出調査を行った。

ア 予定価格が10万円以上の単独随意契約がない場合は、実績金額の大きい順に5件までを抽出。

イ 予定価格が10万円以上の単独随意契約がある場合は、予定価格が10万円以上の単独随意契約の実績金額の大きい順に先ず2件までを抽出、その他実績金額の大きい順に合計5件までを抽出。

令和元年度においては、214機関（本庁88機関、かい126機関）で業務委託契約が行われ、959件、160億3,095万円余を抽出調査した。

（２）業務委託契約に係る事務処理について

業務委託契約に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ①契約書等で定められた提出書類が不履行のもの。
- ②契約書の記載内容等に不備があるもの。
- ③長期継続契約の対象となる契約について、出納局長への協議が行われず、単年度契約が行われていたもの。
- ④前金払をしている契約について、検査調書が作成されていないもの。
- ⑤見積書を徴していないもの。
- ⑥単独随意契約の理由の説明が不十分なもの。

４ 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査対象機関等に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

（１）単独随意契約事務の適正化に向けた取扱いの検討について

単独随意契約を行う場合には、その理由を支出負担行為何いに適宜の説明を記載するか別に説明資料を添付することとされているが、単独随意契約の理由の説明が不十分なものがあつたため、客観的に説明できる理由を記載されたい。

また、予定価格調書において、契約の相手方の見積書どおりの積算で作成しているものが多数あつたが、単独随意契約は、割高な契約金額など不利な条件の契約締結までを許容したものでないため、同種の相場金額を調査するなど適正な契約金額であるか比較、検証しながら、契約事務に当たられたい。

審査機関においては、単独随意契約が妥当でないと判断したものは、競争入札や見積合わせを行うよう指導されたい。

制度所管課においては、単独随意契約の理由として必要な記載事項を例示した統一的な様式を作成し、周知されたい。

（２）情報システムに係る業務委託契約の透明性の確保について

情報システムの開発、構築業務を受注した業者に、以後の保守管理業務を単独随意契約で継続して発注している事例が数多くあつた。また、前述同様、契約の相手方の見積書どおりの積算で予定価格調書を作成しているものが多数あつた。

情報システムに係る業務委託の内容や積算金額の妥当性の判断は専門的な知識が必要なため、全庁的な指導機関としての情報システム管理部門においては、情報システムの保守管理業務の標準的な積算単価基準表などを作成し、周知するなど実施機関の指導に当たられたい。

（３）個人情報保護及び情報セキュリティ対策について

個人情報の保護及び情報セキュリティ対策は極めて重要な事項であり、情報流出が発生すれば、県民に多大な不利益を与えることとなり、行政への信頼も損なわれる。現行では、それぞれ基準及び特記事項が定められ対策が講じられているが、定めどおりに履行されていない事例があつた。

実施機関においては、情報管理の重要性を再認識し、基準及び特記事項を遵守されたい。

制度所管課においては、基準及び特記事項の内容を再点検し、実効性のあるものとなるよう見直しを検討されたい。